

10月は浄化槽月間です

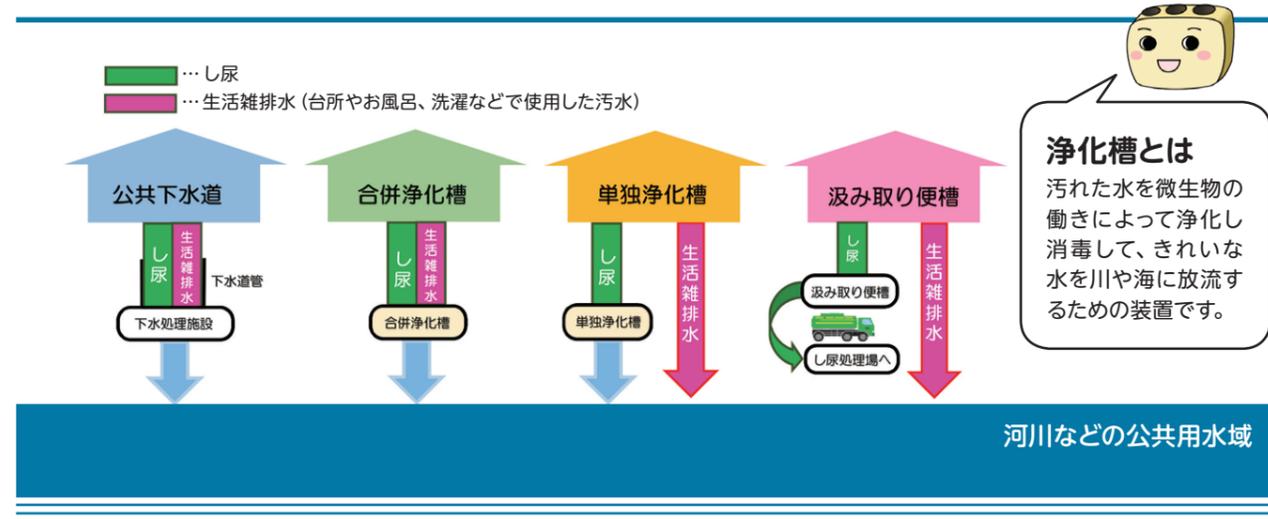
浄化槽まめ知識



あなたのおうちはどれ？



トイレから流れ出た汚水を処理する方法として、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便槽の4つの方法があります。お宅の処理方法がどれにあたるかご存知ですか？



環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換が未来の地球環境を守ることになります。

市では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する人のために「補助金制度」を設けています。条件により異なりますが、例えば単独処理浄化槽からの転換の場合には582,000円～が補助されます。この機会に自宅の排水処理の方法を調べてみましょう。

※補助金制度は様々な条件がありますので、詳しくはご相談ください。

浄化槽の維持管理

浄化槽は生き物です。浄化槽の中に住む微生物の働きを守るため、定期的な維持管理が必要になります。きれいな水を川や海に還すためにも、維持管理を正しく行いましょう。

保守点検 … 浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充のことです。法律で定められた必要な回数を実施しなくてはなりません。(一般家庭だと少なくとも年3回以上です。回数は浄化槽の種類によって異なります。)

清掃 … 浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機械類の清掃のことです。(一般家庭だと少なくとも年1回以上です。回数は浄化槽の種類によって異なります。)

法定検査 … 保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。保守点検が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査で、毎年1回受けなければいけません。法定検査は県知事が指定した検査機関が実施しています。
①外観検査 ②水質検査 ③書類審査



浄化槽を使用される皆さんには、浄化槽を正常に機能させるために「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つが義務付けられています。地域の水環境を守るため維持管理を正しく行いましょう。

上下水道局下水道課 (☎0848-29-7010)

令和元年度 個人情報保護と情報公開の運用状況

個人情報保護制度

この制度は、個人情報を適正に取り扱い、個人情報を保護することによって、基本的人権を守ることを目的として運用しています。

個人情報ファイル届出の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報の保管に当たり、新たに個人情報ファイルを作成又は変更しようとするときは、市長に届け出ることとしています。

実施機関	件数	実施機関	件数	実施機関	件数
市長	1,620	公平委員会	2	病院事業	488
教育委員会	362	農業委員会	66	消防長	83
選挙管理委員会	32	固定資産評価審査委員会	1	議会	13
監査委員	3	水道事業	47	公立大学法人尾道市立大学	61
合計					2,778

令和2年3月31日現在

目的外利用等の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が保有個人情報を本来の目的以外に利用すること(目的外利用)及び実施機関以外に提供すること(外部提供)を原則的に禁止しています。ただし、本人の同意がある場合、法令の定めがある場合や公務執行上の理由により審議会の意見を聴いて市長が定めた場合は、行うことができることとしています。

単位:件

目的外利用	外部提供
304	67

開示請求と決定の状況

尾道市個人情報保護条例では、市民の皆さんに、自分に関する情報の流れをコントロールする権利を保障するため、自分に関する情報の「開示・訂正・削除・中止」の請求権を定めています。また、個人情報の取扱いに関する苦情の申出や請求に係る決定に対する不服申立ての権利を保障しています。

単位:件

請求件数	全部開示	一部開示	不存在	取下げ	却下
65	54	7	4	0	0

訂正・削除・中止の請求はありませんでした。

情報公開制度

この制度は、市民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な市政を一層推進することを目的としています。

公開の請求ができる人

- ①市内に住所がある人
- ②市内に事務所などがある法人や団体
- ③市内にある事務所などに勤務する人
- ④市内にある学校に通学する人
- ⑤市に対して納税義務のある人
- ⑥市が行う事務事業に利害関係のある人 (利害関係事項に関する公文書に限ります。)

請求の手続

公開の請求は、閲覧等したい公文書を保有している課の窓口で請求書を提出していただくことにより行います。

公開できない情報

公文書は公開を原則としていますが、①法令等により公開できないもの②個人情報③法人等情報④公共の安全の確保等に関する情報⑤意思形成過程等にある情報⑥事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報⑦国等に関する情報で事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報などが記録されている公文書は公開できないことがあります。

公開請求等と決定の状況

単位:件

区分	公開請求(義務的公開)		公開請求(任意的公開)	
	公開請求	公開申出	公開請求	公開申出
請求件数	21	34	0	0
公文書件数	143	288	2	0
公開	132	25	0	0
部分公開	9	263	0	0

情報コーナー

市庁舎1階ロビーに情報コーナーを設けています。尾道市例規集、市議会の本会議会議録・委員会会議録、予算書・決算書、市の総合計画などの各種計画書、統計おのみち等の統計資料、パンフレット等の市政に関する資料を備え、閲覧テーブルで自由に閲覧できます。

総務課 (☎0848-38-9333)